

# 2月12日(金)から始まります。 申告相談会

## 申告の準備はお早めに

### ◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

1. 今年の1月1日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人。
2. 給与所得者か年金受給者で年末調整を済ませたが、昨年中に給与・年金以外の所得があった人。
3. 所得がまったくなかった人でも、次に該当する人は住民税だけの申告が必要で、申告をしないままです。申告をしないままです。申告をしないままです。

### ア. 親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象となっていない人

- イ. 国民健康保険・介護保険に加入している人
- 国民健康保険税、介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)。

## 介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ

### ～障害者控除のご案内～

申告する本人または扶養親族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合がありますので、必要な人は役場保健福祉課高齢者福祉業務に申請して『障害者控除対象者認定書』の交付を受けてください。認定書は税の申告の際に提示してください。ただし、この認定書は、税の申告にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありませんのでご注意ください。

●要介護認定に関する問い合わせ先 保健福祉課高齢者福祉業務 ☎(62)2115 (直通)

▼税に関する問い合わせは  
税務課 賦課業務 ☎(62)2113

## 平成21年分 申告相談会日程と対象地区割り

月日	曜日	受付時間	会場	対象地区
2月12日	金	9:30~11:00 13:00~16:00	役場正庁	上ノ上 牛沼 仁蔵 桜ヶ丘 釜井 千貫
2月15日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	猪苗代町防災センター	川桁(1~11組) 川桁(12~23組) 新屋敷
2月16日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	白津 道下 幸野 東館 曲淵 長瀬行政区外
2月17日	水	10:00~11:00 13:00~15:00	中ノ沢体育館	中ノ沢 達沢 大原 沼尻駅前 沼尻温泉 高森
2月18日	木	9:45~11:00 13:00~15:30	翁島地区 コミュニティーセンター	三城潟 行津桜川 西真行 大在家 不動 磐根 翁島駅前 翁島行政区外
2月19日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	新在家 蟹沢・長浜 土田 西久保 東南真行 戸ノ口・三本木・金子沢
2月22日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	樋ノ口多目的集会所	樋ノ口(1~6組) 白木城 小水沢 樋ノ口(7~12組) 蒲谷地 金堀 木地小屋
2月23日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	小田(1~5組) 田茂沢 市沢 吾妻行政区外 小田(6~10組) 名家 酸川野
2月24日	水	9:45~11:00 13:00~15:30	月輪地区 コミュニティーセンター	志田浜 都沢 松橋 上戸駅前 関脇 川崎 中目
2月25日	木	9:30~11:00 13:00~15:30	↓	金曲(1~5組) 夷田 湊志田 金曲(6~13組) 小平潟 上戸
2月26日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	壺下 田子沼 山潟 松橋浜
2月28日	日	9:30~11:00 13:00~16:00	役場正庁 「日曜申告相談会」	全地区を対象としますが、お勤めなどで平日に来られない人だけとします。※大変混みますので上記以外の方はご遠慮願います。
3月1日	月	9:30~11:00 13:00~16:00	役場正庁	九軒町 富永 神明町 廻谷地 沼ノ倉
3月2日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	扇田 本町 土町 長坂
3月3日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	今泉 旭町 八千代 島田
3月4日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	六角 蜂屋敷 新北町 見柵
3月5日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	柵次 打越 半坂 上新町 猪苗代行政区外
3月8日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	相名目 明戸 千代田 伯父ヶ倉
3月9日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	新堀向 内野 入江 四ッ谷 五十軒
3月10日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	烏帽子 百目貫 名古屋町 北高野 スキ一場
3月11日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	古城町 荻窪 川上 西館 下館 葉山
3月12日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	新町口 天鏡台温泉 水沢 中町 渋谷 砂川
3月15日	月	9:00~11:00 13:00~15:00	↓	堤崎 見柵山 志津 新町イ

が基礎控除などの所得控除を超える場合や、給与所得の年末調整が済んでいない人。昨年中途退職した人。

### ◎申告の必要がない人

1. 税務署で確定申告をする人。
2. 給与所得者または年金受給者で、年末調整をした人。

### ◎申告相談に必要なもの(税務署で申告する場合も必要です)

1. 所得関係
  - ① 農業所得者
  - ② 収入内訳書と収支計算書
  - ③ 事業所得者(農業除く)
  - ④ 収入内訳書と収支計算書
  - ⑤ 給与、貸金支払明細書

※右記の書類を持参しない場合、申告書が作成できませんので必ず持参してください。

### ◎所得税の確定申告が必要な人

- 21年中に事業をしていた人
- 不動産所得、譲渡所得があった人で、その年中の所得金額

2. 控除関係
  - ① 障害者控除
  - ② 雑損控除
  - ③ 医療費控除
  - ④ 障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険「障害者控除対象者認定書」
  - ⑤ 雑損控除
  - ⑥ 罹災証明書および金額の分かるもの
  - ⑦ 医療費計算書、医療機関などの領収書

の専用封筒を用意してありますので利用してください。

3. その他持参するもの
  - ① 印鑑
  - ② 預金通帳等
  - ③ 確定申告には支払証明書・控除証明書の添付が必要。
  - ④ 社会保険料控除
  - ⑤ 各種年金保険料支払証明書、健康保険料領収書など
  - ⑥ 生命保険料控除
  - ⑦ 生命保険、個人年金支払証明書
  - ⑧ 長期損害保険料控除
  - ⑨ 地震保険料控除証明書

### お願い

申告期間中は、各会場に職員が出向き、台帳などを持ち出します。指定会場以外の場所での申告相談は受け付けられません。また、相談会場は大変混雑し、待ち時間でご迷惑をおかけすることがあります。なお、今後も対象地区の人を最優先としますのであらかじめご了承ください。